

## 令和6年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第1回） 議事概要

### 1. 検討会の概要

- ・ 日 時：令和7年1月7日（火）14：00～16：00
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室（Web会議併用）
- ・ 出席者：中埜座長、佐久間委員、田中委員、田村委員、外内委員、林委員、藤田委員、藤原委員、若松委員

### 2. 議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

#### (1) 調査手続の改善

- 被災者が行政と同じ視点で理解ができているか、逆に行政側が被災者の思いを理解しているか、共有することが必要。1次調査で内部も確認することが理解につながるのかどうか。
- 輪島などは建物の間口が狭く、奥行きがあるため、外観だけだと内部の被害が分かりづらいと考えられるが、一方で調査棟数が非常に多い場合、2次調査から実施することは、人的・時間的に難しいと考えられるため、調査を実施した自治体の意見を聞いてはどうか。
- 2次調査のチームを編成するためには、多くの応援職員について、派遣期間の差や経験値の平準化などのマネジメントが別途必要となるため、発災直後から別途編成することは困難と考えられる。災害の規模でも異なると考えられるが、輪島市では、申請を受けずに悉皆調査を実施したため、2次調査依頼があったとしても、後回しになっていたと考えられる。
- 1次調査を省略し、2次調査から実施することは負担が大きい。1次調査はスクリーニングとしての役割があり、2次調査が発生することは必然的なところがある。
- 小松市では、申請受付時に、1次調査では内観調査を行わないこと、2次調査の申請が可能であることを説明し、被災者の理解を得る工夫をしている。また、1次調査の際、被災者が在宅していれば、内部を見て、2次調査の実施要否に関するアドバイスを行うなど工夫し、再調査（3次調査）の申請を0とすることができた。
- 被災者の理解を得るためには、結果を被災者に理解してもらおうという姿勢ではなく、どちらがやっても同じ結果になるので、被災者にもやってもらおう、というくらいの姿勢が必要ではないか。  
被災者と自治体職員がそれぞれ調査した結果を突合するなど、納得が得られる手法も考えられる。例えば、2次調査までの間、やり方が分かれば、被災者が自己診断することもできるし、損傷把握や図面提供への協力も得られる。

損害割合の開示だけでなく、具体的な調査方法も開示すべきであり、その旨は指針等に明記してもよいのではないか。

- ギャップを全ては埋められないとしても、被災者の納得を得るためには、いかに公平に評価するかということ、調査票を見せながら適切に行っていることを理解してもらうことなどが重要で、いかに被災者に寄り添えるかが大事。

## (2) 第1次調査の適正化

- 半壊のメルクマールとして、資料の「屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合」という記載は、応急修理制度における準半壊相当以上の規定と同じであり、準半壊であれば整合がとれるが、ガラスが割れているだけでも半壊となり得るため、それは実態と合わず、基準としては甘すぎるのではないか。  
1次調査で納得感を向上させるために建具を追加することは一つの方法であるが、都市部などでは住家の正面しか確認できないなど、外観で把握できる範囲は狭い場合があることにも留意が必要。
- NTT被災者生活再建支援システムでは、1次は屋根・外壁（絵の例示）・傾斜で判定し、傾斜1/60で一律半壊（現状は15点加点）となっており、現場感覚とも一致しているため参考としてはどうか。
- 液状化は、外観で被害が認められない場合でも、住家内部に被害が大きい例はあり、1次調査の基準は検討が必要。
- 自治体の調査結果と被災者の被害の受け止めのギャップを埋めるために、特に液状化被害では、被害認定に被害が技術的にきちんと反映されているかが大きな観点になる。
- 被害認定と、それに対応する支援とのギャップがどうしても埋まらないのであれば、支援が十分に行き届いていなかったのではないか。
- 液状化被害の被害認定を見直しても、修理費用に対して支援が十分でないのであれば、もう少し踏み込んだ議論が必要。例えば、敷地の被害などもある。課題をカテゴリー別に整理し、色々な事例を踏まえた上で議論していくべき。
- 最終的な支援に結び付けることが重要であり、判定と支援にギャップがあるのであれば、それを埋めていく対応が望ましい。指針で完全ではないところは、運用でカバーする方法もある。
- 新潟市では、基礎周辺など外観からは液状化が発生しているように見えず、傾斜はでないものの、柱が上下に動くため、内部では床が隆起していたり、床上まで砂が噴きあげているなど、内部だけ損傷がある事例が多くあった。  
これは、布基礎とべた基礎では被害が異なるものと考えられ、べた基礎では箱ごと動くが、布基礎では、べた基礎のように地盤面の上に面がないため、内部の被

害が大きいのが実情だった。

液状化が発生しているエリアにおいて被害認定を行う場合、現行の潜り込みなどの基準とは別の観点で被害を算定する方法があれば、より適切な判定が可能だったと考えられる。

- 木造住宅は比較的軽いため、側方流動ではない液状化の場合、1/20も傾いたり、1 mも沈下したりする例はほとんどないのではないかと考えられる。基準のあり方については、実態に即して検討する必要がある。
- 東日本大震災の際には、隣接する木造住宅が互いに近づくように沈下し、1/20程度の傾斜が生じたが、こうした例も全壊判定の1つの参考とした。また、傾斜していない建物についても、潜り込み判定の25センチのラインとして、床下換気口の下端まで噴砂がくるような場合が想定されている。ベタ基礎の場合は、後から傾斜修復が可能であるのに対し、布基礎の場合は修繕が困難で、解体された例もあった。

### (3) 第2次調査の迅速化・適正化

- 被害認定調査は正確性とスピードが求められる難しい仕事だが、輪島市では、多くの応援職員を受けてこなすことができた。一方、南海トラフなどを考えた場合、非常に簡素な調査にする必要があると考えられる。例えば、熊本地震の際、熊本市は簡素な判定をしており、これは珠洲市でも行われていた。思い切って簡素化するのであれば、参考となるのではないかと考えられる。
- 5段階の損傷程度の定義が曖昧で、現場で損傷程度を判断することが難しいため、きちんと定義をすべき。さらに、3段階程度にし、被災者も納得できる形にしてはどうか。
- 被害区分は、以前は全壊、半壊及び一部損壊の3区分であったが、制度改正により、大規模半壊、中規模半壊、準半壊を加えた6区分となっている。損傷程度を3段階にした場合、6区分の詳細な判定が理論的に可能かなど、しっかり検証しながら確認していくことが必要ではないかと考えられる。
- 損傷程度の例示は、例えば外壁の損傷度合いを示す「外壁で釘の浮き上がり（程度Ⅳ）」という表現について、程度Ⅳ相当の被害ではないにも関わらず、釘が浮いていることだけをもって程度Ⅳと判定する調査員がいるなど、そうしたことも生じ得ることに留意が必要。
- 損傷程度を5区分から3区分に変えるなど、思い切った簡素化も必要ではないかと考えられる。
- 5段階の損傷程度の判定は、人によってズレがあり、細かい例示が必要と感じる。また、損傷程度の例示は、例えば建具の場合、かまちなどの専門的な表現をするのではなく、動かない、外れているなど、調査員が目にする状態を例示することで、判定に差が生じることも減るのではないかと考えられる。

損傷程度の例示や運用指針はなるべく詳細に規定した上で、自治体の判断で運用するのが適切ではないか。

傾斜について、研修テキストなどで解説されている、X方向とY方向を合成する方法を運用指針にも記載すべき。

その上で、立ち入れない、物が置いてあるなど、確認ができない場合は厳密に判断しすぎないこととすることも大事。

- 様々な事例があるが、基準とすべきもの、市町村の判断で運用していくべきものを分けて示していけると良い。

#### (4) 専門家の活用・人材育成

- 多くの2次調査依頼により、自治体職員の負担が大きいと聞いており、自治体が1次調査を省略して2次調査を行うより、専門家の協力が得られる方向で検討するのが現実的ではないか。
- 専門家（不動産鑑定士等）については、自治体と視点が異なる場合もあり、活動にあたって混乱が生じる例もあった。専門家が活動をする際、罹災証明事務が自治体の事務であることを踏まえ、それぞれの自治体の方針を十分に尊重することが重要。
- 自治体が専門家に委託した理由、良かった点、悪かった点を確認した上で、専門家の活用を推奨することを議論してはどうか。
- 被災度区分判定により専門家が見て修復不可能という結果が出て、それを全壊判定に活用できる点は良いが、建築士が判定するとしても、個人間の契約に基づくものであり、公平性の担保については疑問が残る。
- 小松市では、兵庫県・和歌山県の取組を参考に、住家被害認定士（部署に関わらず発災時に優先して調査にあたる人員）の認定制度を令和4年度に創設し、現在30名程度を確保している。こうした取組も参考にしてはどうか。

#### (5) リモート判定等の活用促進

- 罹災証明の発行は、発災後の最初の明るいニュースになるため、1月19日から、意図的に全焼区域だけ発行開始した。損保協会の共同調査結果の活用は、選択肢の一つであると思うが、どれほどの期間でデータが得られるか、課税情報との突合にどれほどの手間と時間がかかるかを提示して議論すべき。
- 輪島市のリモート判定の事例（東京都が判定）は、輪島市が事前に応急危険度判定のデータを被害認定調査に活用するために準備を行っていたから可能であったものであり、現時点で他の自治体を実施することは難しい。東京都には2,200程度判定してもらい、800程度が全壊判定できたが、判定できなかったものがどういふものなのかを検証し、リモートで判定できる数を増やす方法を検討していくべき。

- マネジメントの面で、今回の地震では、オンライン申請や、デジタル技術の活用もみられたところであり、事例としての周知や、基準化についても議論が必要ではないか。
- 応急危険度判定のデータを活用し、被害程度が低いもの又は大きいものといった両極端のものをスクリーニングするなども考えられるが、事前の準備も必要であり、議論していくことも必要。
- 損害保険の査定において、被保険者の有利になるような調査が行われている場合があるように聞いたことがあり、どこまで損害保険の結果を使うべきなのかは悩ましいところ。

## (6) その他

- 今回示された課題が全てなのか。例えば新潟市などの自治体に確認を求め、課題となった事例を紹介いただくなどの機会を設けてはどうか。
- 冬季で風が強い中、下げ振りの使用が難しく、被災者からも不信感を持たれたことがあった。スマホアプリや電子分度器でも同様の結果が得られることが確認できたため、迅速化の観点からも、こうした機器の活用が考えられるが、反対に、下げ振りを使わないと、きちんとした調査が行われているのか疑問を持たれる場合もあった。
- 参考として、非住家については、公費解体の申請があった際、税務課で調査を行い、被災証明（公費解体用）として、全壊、半壊又は半壊に至らないの3区分で判定していた。熊本市の例を参考に、工場、倉庫、附属家などの点数表を作成し、それに基づいて判定を行っていた。

(以 上)